

介護保険料（国保加入者の場合）



国民健康保険に加入されているみなさんへ 納期が7期から8期に

国民健康保険税の納期が7期から8期に変更されました。

毎年7月から翌年2月までの8回に分けて納めることとなります。また、口座振替をご利用のみなさんも7月から翌年2月までの8回に分けて口座から引落としされます。

介護保険Q&A

Q 保険料の納付は、いつからですか？

A 65歳以上の方の保険料は、10月から納めます。原則として、年金（老齢・退職）から天引きされます。なお、年金額が年額18万円未満の方は、町に納めます。

（平成12年4月～9月の半年間は納めなくてもよく、その後10月から1年間は通常の保険料の半額を納めます。）

40歳～64歳の方の保険料は医療保険の保険料と一括して4月分から納めます。

社会保険加入者 4月から毎月納めます。

国民健康保険加入者 7月から翌年2月までの8期で納めます。

Q 保険料を滞納すると？

A 特別な理由もなく保険料を滞納している方には、次のような滞納措置がとられます。

- ・利用している介護サービスの費用をいったん全額支払わなければならない場合があります。
- ・介護サービスを利用することになったとき、納めていない期間に応じて給付の割合が9割から7割に引き下げられたり、高額介護サービス費の支給をうけられない場合があります。

